

『古文書紹介』

提内に残る杉山壳渡証文之事

紹介者

林寅喜

「解説」

この古文書は会員で弥生町在住の五十川千代見氏から提供されたものである。この文書を解読して知り得たことは、百姓に対する藩の政治がいかに過酷であつたかということである。そこではじめに本文の内容を略記するところのようである。

切畠村提内の六兵衛かんの（狩野）という所に、七十九人の百姓が何年か前に藩の許しを得て、杉を植林し手入れをして來たが、（樹齢は不明）この天保八年（一八三七）になつて、どうしても七貫目の正銀（金子にして百両以上（後述））が必要になつたので、売却の許可を申し出たが、今は価格が低迷期であるから暫く待てとの沙汰であつた。ところが、當時麦一升が銀二匁三分（一石当たり一百三十目）もするようになつたため百姓は生

活が立ち行かなくなり、その上切錢（註一）上納のため、村中が質入れをするという有様で、早くこれを受け出さないと年貢の上納にも差し支えるから、何とかしてほしいと再度訴え出たところ、勝手にしてよいという許しを得、早速何人か買い手に当たつて見たが、今伐り出しても六貫目の値打ちしかない上、金は後でないと払えないということで、結局話し合いはつかず合議を重ねた結果、現状のまま五十年間立て置いてもよいという条件で、買主の出納氏に懇願したところ、格別の御慈悲により代銀七貫目で快く承知してくれ、金も即金で支払ってくれた。よつてこれに対し村中の組頭連印と、庄屋が奥書（註二）をして差し出した。という内容である。

ではなぜこの文書を読んで百姓に過酷な政治が行われていたと判断されるのか、詳しく分析して見たい。

（一）正銀七貫目の値打ち

周知のように江戸時代の流通機構は、金・銀・銭の三貨によつて行われていたが、その対比は元禄十三年（一七〇〇）に、金一両は銀六十目、銭四貫文と定められていた。しかし、実態は度重なる貨幣の改鑄で品質が粗悪となり、市井では銭相場によつてその時々の対比を決め

ていた。そこで当時この七貫目を金子に換えるとしたらどの位になるか、前記にしたがつて六十目一両とすれば百十六両余りとなり、最も近い天保元年の相場で計算しても、百八両余りになる。

「十両盗めば首が飛ぶ」と言われた時代のこと、これは大金である。もつとも堤内一村が連帶で工面した金であるから、一人当たりにすれば八十八匁六分となり、金子に換えても一両二分位にしかならない。

ところで、新人物往来社発行の『江戸時代考証総覧』によれば、天保七年十二月の米の市中相場は、百俵（四十石）につき百七両から百十七両であつたとしている。堤内の年貢高はどの位であつたか知るよしもないが、恐らくこの七貫目は、容赦なく取り立てられる年貢の代償として上納した上、現物納入までさせられていたのではなかろうか。幸いなことにこの金は借金ではなく、窮余の一策として大事に育てた杉山を売つて得た金故に、百姓達に取つてはさぞかし心残りであつたろう。

(二) 麦一升の値段

世にいう天保の飢饉とはこの頃のことと、打ち続く天候の異変に稻は実らず、藩内でも三・六・七年と風水害

に見舞われ、各年共七千石を越す減収となつた。八年になつてようやく豊作が見込まれ、大阪では一石当たり二百五十八匁もしていた米価が、暮れには百一十一匁まで値下がりしている。なお、この後十一年までは豊作が続いた。

しかし、豊凶を問わず百姓の主食は麦と雑穀であり、米は作つて納めるだけで日常の生活にはほとんど無縁であったから、米価でなくて麦価の方に関心があつたのも当然と言えよう。

その麦価でさえ、飢饉の影響で一升が一二匁三分もすれば、粥にして啜る程しか口には入らなかつたのではない。これだけを見ても百姓は最低の暮らしを強いられていたことが分かる。

(三) 百姓の質草

本文では切銭を上納するため村中が質物入れをしたと書いている。当時百姓が質草として出せる品物に何があつたろうか。恐らく家財道具や汁器類などあるはずもなく、さりとて衣類となればなおさらである。となれば残るは農具か牛馬しかない。これ等を質入れし、僅かの金を得て切銭を上納した。後に残るは身一つである。この

河原内六兵衛かん

一枚山毛下

正銀七貫目定

入山毛下

右在内六兵衛の姓を以て、
渡世取続難仕御座候ニ付、書面の杉山壳拂度段村役人を以
て申上候処、只今壳拂と申候ては、直段下直不勝手故

河原内六兵衛かんの

杉山壳渡証文の事

一、杉山壳ヶ所 但外二入相の山無御座候
此代正銀七貫目定

右は、当村中惣百姓七拾九人三て植込置候処、当春柄にて
渡世取続難仕御座候ニ付、書面の杉山壳拂度段村役人を以
て申上候処、只今壳拂と申候ては、直段下直不勝手故

ままでは年貢どころの騒ぎではない。早く質物を受け出さなくてはならないが、そのためには金が要るといったことを、僅かな文字によつて強く訴えている。したがつて、計算ずくめの結果が六貫目では不足であつて、どうしても七貫目でなければ立ち行かないという結論であろう。

(四) 杉山の五十年間立て置き

天保八年から五十年後といえ
ば明治十九年に当たる。勿論五十年も経てば、名木となり、材積も増えて価格も上がることは間違いないが、時代は進み明治四年（一八七二）には田畠の勝手作が認められ、五年七月からは全国一般に地券（土地所有権証）が交付されているから、約束通り伐らずにいれば、出納氏

えどよりまことに御用の事はあらへまをせぐ而
中之手は左様に仕上や御用を委託す。村中
借地も入直の在りて貢金を支拂ひ、村中

上納する候り此處を被役人をして上納場の候
事拂ひ候り併し税金を在直せぬ所も有る。おほ
はりは必ず被役人中役と齊同する定めを右代役
平九郎代役と申ばれ候ふやうに化すに至る。

先此節は見合候様、御沙汰二候得共、當時麦壠升二付正銀弐匁
三分仕、取続難仕其上切錢上納差支二付、村中、

質物等入置候故、只今質物受返し不申候ては、當御年貢

上納二差障り候様相成候ニ付、村役人を以申上候処、勝手次第
壳扱候様、被仰付難有仕合奉存候、所々買方え相談

仕候処、只今伐取りニメ、代銀六貫目と相定候得共、右代銀
受取方伐拂の上、代銀相渡申候と申ニ付、他所の仁故

は土地所有権まで取得すること
も可能であったと思う。しかし、
幸いにして、今は提内の共有林
であるという。

(五) 惣(総)百姓の人数

末尾には組頭（五人組々頭のこと）十三人の名前と、惣百姓中と書いてあるが、これだけで
も六十五人（戸）の百姓がいた

ことになる。さらに庄屋喜

惣兵衛を除く地目付と受人の三人にも、それぞれ四人の組下がいたとすれば、合
わせて八十一人（戸）となる。ちなみに文化七年（一
八一〇）藩が行った人口調
査では、八十一戸に男二百

五人女百六十三人の、計三百六十八人が暮らしていた
といふ。（佐伯志）

このように『百姓は生かさず殺さず』只働くのみがすべてであつたということを、この古文書を通して知ることができた。

註（二）古文書用語事典他によれば、『切銭は両替の手数料であった』としているが、佐伯藩の場合は居村から城下や他村への走り使いとか、年貢の運搬や上級藩士の家で下働きをする小人（奉公人）などの夫役賃を、

百姓の持高に応じて負担させていた。この代銀を村は『切銭』の名目で集めていた。（大分県七貫目二御買取り被下候様、御願申上候、此度の事故、是

史）

註（二）書類の記載事項に間違のないことを証明するため、文書作成者以外の責任ある者が末尾に書いた。奥印も同じ。

悲共ニ右願の通、御買取被下候様、村方傍輩中より御願申上候處、格別の御慈悲を以、村方立行の処被上思召、御買取り被下、則代正銀七貫目兩三度ニ、小庄屋地目付頭立

右此考仰五久、右御承候、ゆゑたてお右御年限
お壽少内候うとト、前一云ナ言旨候う證文
一札差上候件

右書かく通證文差上候件、右御承候小
庄屋喜惣兵衛方え控書預ケ置、本証文差上候件又
村中え酒四斗樽壺挺被下候様、御願申上候件、是又願の通、
四斗入樽壺挺被下置、村傍輩中相寄合、披露仕候

百姓孝助両三人ニテ、右代銀慥たしかニ御受取申上候、右ニ付年限
相立候て、御伐取りの節ニ至リ、一言申上間敷まじく、依て証文
一札差上候件たのむ如件

右書面の通証文差上置候件、被入御念候ニ付、右招書小

庄屋喜惣兵衛方え控書預ケ置、本証文差上申候、且又、

村中え酒四斗樽壺挺被下候様、御願申上候件、是又願の通、
四斗入樽壺挺被下置、村傍輩中相寄合、披露仕候

乃高行經書

孝藏

同

孝藏

同

同

63

天保八年五月

為念此段も書印置申候

ねんのため

極内組頭

天保八年五月

ねんのため

亮

七

提内組頭 喜七

左兵衛

七

同 太兵衛

喜右衛門

七

同 喜右衛門

三平

七

同 三平

直右衛門

七

同 直右衛門

紋之丞

七

同 紋之丞

梅右衛門

加治右衛門

同

同

63

又右衛門

甚九郎

同

同

63

絹左衛門

勇七

同

同

63

勇七

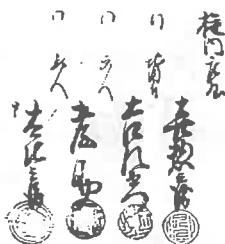
惣百姓中

同

同

63

右若事あき松山後川田家銀鏡各をかねて送
高麗國古傳



出納御氏様

右は書面の杉山亮渡、則代正銀慥二御受取申候処、相違
無御座候ニ付、奥印仕候以上

堤内庄屋 喜惣兵衛

同地目付 吉左衛門

同受人 孝助

同受人 太次兵衛

古文書紹介の原稿募集について

史談会では新しい目論見として古文書（主として庄屋文書）の紹介をして参りましたが、最近資料が幾分乏しくなりました。そこで広く会員の方々からも原稿を募集したいと考えます。内容のふさわしい古文書をお持ちの方、原稿をお寄せ下さい。お待ちしています。